平成２１年（フ）第６２１号
大阪府和泉市伯太町官有地　37普連本部管理中隊
破産者　堀江　雅保
1　決定年月日　平成22年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第８２８号
大阪府岸和田市天神山町１丁目２番岸和田天神山７棟３階0305号室、住民票上の住所大阪府泉佐野市鶴原964番地の17
破産者　南　美帆子
1　決定年月日　平成22年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第９３３号
大阪府和泉市箕形町３丁目１番27―301号
破産者　藤原　一見
1　決定年月日　平成22年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第６７２号
奈良市平松１―15―４　ドミールモリタ101号室、住民票上の住所奈良市古市町1658番地
破産者　宝山建設こと　樋木　經利
1　決定年月日　平成22年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第１２５号
和歌山市塩屋６丁目２―70　和歌浦中央病院、住民票上の住所兵庫県神戸市垂水区野田通５番24号
破産者　井邊　孝一
1　決定年月日　平成22年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第２１号
岡山市中区倉富131番地５、開始決定時の住所表示岡山市倉富131番地５
破産者　稲見　孝志
1　決定年月日　平成22年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第５１９号
愛媛県東温市樋口802番地３
破産者　下谷　光俊
1　決定年月日　平成22年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第５５８号
愛媛県伊予郡松前町大字筒井1597番地14
破産者　鈴木　従永
1　決定年月日　平成22年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第１６号
熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字河陽1351番地２
破産者　髙宮　民生
1　決定年月日　平成22年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２１年（フ）第１７号
熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字河陽1351番地２
破産者　髙宮多惠子
1　決定年月日　平成22年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２１年（フ）第３９号
熊本県阿蘇市永草2091番地
破産者　髙島　勇次
1　決定年月日　平成22年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２１年（フ）第４２号
熊本県阿蘇郡高森町大字高森2164番地５
破産者　工藤　和子
1　決定年月日　平成22年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２１年（フ）第１６２号
鹿児島県鹿児島市石谷町2167番地７
破産者　川路　義德
1　決定年月日　平成22年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第６９９号
鹿児島県鹿児島市鴨池２丁目19番２―405号
破産者　瀬戸せつ子
1　決定年月日　平成22年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２１年（フ）第１５２号
東京都北区豊島８丁目27番１―1215号、開始決定時の住所埼玉県草加市旭町５丁目６番22号
破産者　藤原　昌子
1　決定年月日　平成22年１月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第２２号
宮城県気仙沼市本吉町大沢56番地の１　町営大沢住宅518号
破産者　三浦　房子
1　決定年月日　平成22年２月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２０年（フ）第２４６号
千葉県松戸市牧の原１丁目189番地　コーポファインビュー201号、開始決定時の住所岩手県奥州市水沢区佐倉河字前田35番地３
破産者　高林　伸至
1　決定年月日　平成22年２月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第３号
新潟県胎内市北本町４番28号
破産者　本間　玉江
1　決定年月日　平成22年２月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２１年（フ）第４４０号
三重県桑名市青葉町１丁目24番地
破産者　菅原　　通
1　決定年月日　平成22年２月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部